

【井田病院からのお知らせ】

■診療費の過徴収について

井田病院において、システム上の料金設定誤りにより、令和6年10月1日から4日までの間、外来を受診された方から徴収した診療費のうち、保険診療に係る「初診料」及び「外来診療料」について、計793人、総額13,310円を過徴収していたことが判明いたしました。

対象となる患者様には深くお詫び申し上げますとともに、お知らせの文書を発送し、速やかに返還の手続きを行います。

詳細につきましては、次の報道発表資料をご覧ください。

※振り込み詐欺に御注意ください。

この返金に際して、銀行やコンビニエンスストアでのATMの操作を依頼することはありません。

【問合せ窓口】

川崎市立井田病院医事課

受付時間：8時30分から17時（土日祝日及び12月29日から1月3日を除く）

電話番号：044-766-2188（代表）

F A X：044-788-0589

市立井田病院における診療費の過徴収について

井田病院において、システム上の料金設定誤りにより、令和6年10月1日から4日までの間、外来受診者から徴収した診療費のうち、「保険診療」に係る「初診料」及び「外来診療料」について、計793人に総額13,310円（一人当たり最大220円～最小4円）を過徴収していたことが判明しましたので御報告いたします。

過徴収となってしまった方に対しお詫びするとともに、速やかに還付の手続を行ってまいります。

1 概要

井田病院において、令和6年10月1日からの「自費診療」に係る初診料及び外来診療料等の改定に伴い、医事会計システムの料金設定変更を行いました。その際、変更する必要のなかった「保険診療」に係る初診料を291点から311点に、外来診療料を76点から80点に、それぞれ誤って変更してしまいました。

これにより、10月1日（火）から4日（金）までの4日間に、外来を受診された方（保険診療）計793人に対し、総額13,310円、一人当たり最大220円～最小4円の過徴収が発生いたしました。

2 経過

- | | |
|-------------------------|---|
| 令和6年9月30日（月） | ・井田病院医事課職員が、医事システム運用管理業務委託業者（オペレーター）に対し、システムの料金設定変更を依頼 |
| | ・医事システム運用管理業務委託業者（オペレーター）がシステムの料金設定変更を実施 |
| 令和6年10月4日（金） | ・医事業務委託業者（会計担当）が、「保険診療」に係る初診料及び外来診療料の点数の誤りに気付き、井田病院医事課職員へ連絡 |
| | ・井田病院医事課においてシステム設定の誤りを確認 |
| | ・直ちに誤っていた「保険診療」に係る初診料及び外来診療料についてシステム修正 |
| 令和6年10月4日（金）
～16日（水） | ・過徴収した対象者を調査し、再計算を実施 |
| | ・対象者と還付額を確定 |
| 令和6年10月17日（木） | ・過徴収した方に対し、お詫びと還付手続のお知らせ文を発送 |

3 還付手続

- ・今後の診療予約のある方については、次回来院時に還付を行います。（661人、計9,672円）
- ・今後の診療予約のない方については、口座振込により還付を行います。10月17日付けで発送した還付手続のお知らせに、振込先口座をお申し出いただく書面を同封しておりますので、当該書面を井田病院へ返信していただき、還付手続を行います。（132人、計3,638円）

4 原因

- ・「自費診療」のうち、巻き爪治療に係る初診料及び外来診療料について、自費診療用のコードが設定されておらず、平成 27 年度以降、同額の「保険診療」に係る初診料及び外来診療料と同じコードを使用する設定となっていました。その情報が医事課内で共有されておらず、後任に引き継がれていなかったこと。
- ・「保険診療」のコードが使用されていることに医事課職員が気付くことができないまま、システムの料金設定変更が行われ、また、この間関係者内でも気付くことができなかったこと。

5 再発防止策

- ・コード全体を改めてチェックし、誤って重複使用されているコードは他には無いことを確認しました。
- ・「自費診療」に係る診療費の新設・改定・廃止を行う際のマニュアルを新設し、「保険診療」に係るコードを「自費診療」で使用しないこと、コードを重複させないこと、コード設定ルールなどを明記し、関係職員間で共有するとともに、必ず後任へ引き継ぐこととします。
- ・診療費の新設・改定・廃止の際には、必ず、井田病院医事課と、システム運用管理業務委託業者（オペレータ）との事前相談を実施し、システム設定変更の内容の事前確認をルール化し徹底します。
- ・システム設定変更作業後は、井田病院医事課、システム運用管理業務委託業者（オペレータ）により、変更内容が正しく反映されていることの確認を行うとともに、医事業務委託業者（会計担当）により、システム上で仮計算結果の検証を行います。それぞれの確認は、複数人による実施を徹底します。
- ・井田病院医事課において本件に係る職員研修を実施し、システム運用管理業務委託業者（オペレータ）、医事業務委託業者（会計担当）、川崎病院及び多摩病院とも共有します。

問合せ先

川崎市病院局

市立井田病院事務局医事課 荒川

電話 0 4 4 - 7 6 6 - 2 1 8 8 (代)